

【憲法】

本問題は、刑事収容施設内の被収容者につき、宗教家が行う刑事収容施設内における宗教上の儀式行事に参加できたり、宗教家が行う宗教上の教誨を受けることができたりする機会を同施設内に設けることをめぐる憲法問題について解答を求めるものである。前者の問題は、宗教家への手当支給が政教分離原則に反しないかどうかであるが、かような支給が、憲法 20 条 1 項後段に定める「国からの特権」にならないか、または、憲法 89 条に定める宗教上の組織に対する公金支出にならないか、といった論点が重要となる。後者の問題は、同施設内における宗教家による宗教上の行事や活動の停止が、被収容者の憲法 20 条 1 項に定める信教の自由を不当に制限しないかどうかといった点の議論が必要である。どちらのことについても、従前の重要判例などの理解を踏まえつつ、一定の判断枠組みを示しながら、事例に沿った具体的なあてはめを丁寧に論じていくことが求められる。なお後者については、それ自体が信教の自由に対する強い制約となっているのかどうかについてもあわせて考えてみることを求められる。

【刑法】

刑法 240 条後段の強盗致死罪は、「死亡させた」との文言から結果的加重犯であると解されるところ、本条の立法趣旨、法定刑の重さや結果的加重犯の常套句である「よって」の文言がないことから、結果的加重犯（強盗致死罪）とともに結合犯（強盗殺人罪）を規定すると解釈されている。この解釈において、死亡結果を惹起させた原因行為につき、結果的加重犯の基本犯である強盗罪の実行行為に限定されることなく、その範囲の拡張が認められる傾向にあるが、その拡張の限界をいかに設定するかにつき、手段説、機会説、密接関連性説、拡張的手段説あるいは全体としての強盗行為説など、判例・学説において見解の対立が見られる。この見解の対立についての理解、具体的事例への適用、および、原因行為の拡張とその行為の危険の現実化としての死亡結果の発生（因果関係）とを成立要件として区別して論ずることを問うことで、刑法の基礎と解釈についての理解を確認しようとするものである。

【民法】

第 1 問

本問は、いわゆる取得時効に基づく不動産物権変動を扱うものである。民法 162 条 2 項の要件・効果を正確に示すことができるかに加え、時効完成前に現れた第三者と時効取得者との関係、時効完成後に現れた第三者と時効取得者との関係について正確に理解しているかを確認し、あわせて論理的な文章構成能力を問う。

第 2 問

(1) 本問は、材料の主要部分をいずれが供給・調達したかによって製作物の所有権帰属を

決定する請負人帰属説、民法 246 条の加工の法理について正確に理解しているかを確認するとともに、その理解に基づき論理的な文章を構成できるかを問う。

(2) 本問は、工作物責任、とりわけ民法 717 条にいう「瑕疵」の意義について正確に理解しているかを確認するとともに、その理解に基づき論理的な文章を構成できるかを問う。

【商法】

本問は、取締役と会社との関係の理解を問うことにより、法科大学院既修者コースの履修の前提として要求される専門的知識及び論述能力等の資質を適確かつ客観的に判定するものである。利益相反取引の制限等に関する会社法の規定を理解した上で、設問に応じて適切に論述することが求められる。

【民事訴訟法】

第 1 問

(1) 民訴法 114 条 1 項の理解を問うものである。

なぜ、確定判決の既判力は主文に包含するものに限られ、判決理由中の判断には認められないとされるのか、という問いに対しては、例えば、当事者の関係では、理由中の判断に拘束力は生じないとする事で、当事者の訴訟活動の自由を確保されること、裁判所との関係では、実体法の論理的な順序に拘泥せず、比較的柔軟かつ弾力的に、しかも迅速に審理をすることができるというメリットがあること、また、理由中の判断は、結論（訴訟物たる権利または法律関係の存否）を導く上で手段的地位を占めるに過ぎず、拘束力を認める必要性に乏しいことなどをあげて説明することが望まれる。

(2) 民訴法 114 条 2 項の理解を問うものである。

解答に際しては、判決理由中の判断に既判力を認めないと、請求債権の存否についての争いが反対債権の存否の争いとして蒸し返され、前訴判決による紛争解決が実質的に崩壊してしまうこと（必要性）、相殺の抗弁は、請求とは別個独立の反対債権の存在を主張するもので、反訴提起に等しい実質があるところ、反対債権の存否の審理・判断については、訴訟物たる権利関係に対する審理判断と同様の手続保障が与えられており、手続保障が与えられたことを前提とする自己責任という既判力の根拠が妥当すること（許容性）などを指摘して説明することが望まれる。

第 2 問 立証責任の意義についての理解を確認する問である。

標準的には、立証責任とは「ある主要事実が真偽不明である場合に、その事実を要件とする自己に有利な法律効果が認められない一方当事者の不利益（ないし危険）」をいう。

金銭消費貸借契約の存在は原告が主張立証すべき主要事実であること、その事実が立証されず真偽不明になったのであるから、当該事実は存しないものと扱われる（法規は適用されない）ことを指摘したうえ、裁判所としては「請求棄却」の判決をするべきである旨解答することが求められる。

【刑事訴訟法】

弁護人の接見交通権と一般私人の外部交通権との異同について、その法的根拠とともに述べさせ、また、検察官による接見指定の可否について、刑事訴訟法39条3項の趣旨及び関連する判例を踏まえた典型的事例へのあてはめを述べさせることによって、接見交通権についての複層的な理解の有無を確認し、刑事訴訟法39条3項の趣旨に関する判例の理解力、それを踏まえた思考力、論理力等の能力を問うものである。

【小論文】

ジョン・ロールズの理論を用いて家族や契約をどのように規制すべきかを論ずる著書が述べる、契約法と基本構造との関係、配分理想的歴史プロセス説と理想的社会プロセス説などについて説明させたうえで、構造的不正義の問題を解消するためにはどうすればよいのかを検討させることによって、与えられた著書の内容を正確に理解したうえでの、問題分析能力、思考力、論理力、文章構成力の能力等の法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に問うものである。